

公認審判員規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本バレーボール協会（以下「本協会」という。）定款第4条第1項第7号に係る審判員資格の認定等について必要な事項を定める。

(審判員等の資格)

第2条 国際バレーボール連盟（以下「FIVB」という。）またはアジアバレーボール連盟（以下「AVC」という。）および本協会における公認審判員およびレフェリーインストラクターの資格は、次のとおりとする。

(1) 名誉国際審判員

FIVB 公認審判員（以下「国際審判員」という。）退任者で、年齢が70歳を超えた者

(2) 国際審判員

FIVB より認定された者

(3) AVC 公認審判員（6人制、ビーチバレーボール）

本協会が推薦するA級審判員でAVCが主催する「アジアインターナショナルレフェリーキャンディデイトコース」を受講し、試験に合格した者（AVC 公認審判員候補）が規定の実績を担当後、AVC より認定される。

(4) 名誉審判員

本協会の審判活動に顕著な功績があり、後進の指導、助言を行える者

(5) A級審判員

18歳以上の者で競技規則に精通し、本協会が主催する各種大会の決勝審判をすることができる優秀な技量を持った者

(6) A級候補審判員

18歳以上の者で、A級審判員に準ずる技量を持った者

(7) B級審判員

競技規則に精通し、本協会が主催する6人制、9人制、ビーチバレーボールいずれかの各種競技会の審判をすることができる技量を持った者

(8) C級審判員

競技規則に精通し、本協会が主催する6人制、9人制、ビーチバレーボールいずれかの各種競技会予選の審判をすることができる技量を持った者

(9) レフェリーインストラクター

A級審判員および国際審判員の退任者で、審判員の養成および審判技術の向上を図るために本協会が主催する審判講習会、審判研修会の講師を務めることができる技量を持った者

(認定方法)

第3条 名誉審判員は、次の基準を満たし本協会および加盟団体から推薦

された者を、本協会審判規則委員会（以下「委員会」という。）が審査の上、本協会理事会の承認を得て認定する。

（１）公認審判員として15年以上の活動実績があり、顕著な功績があった者

（２）A級審判員としての活動が顕著なもので55歳以上に達した者

2 A級審判員は、本協会が主催するA級審判員資格取得審査講習会（以下「A 級審査会」という。）において極めて優秀な成績を修めた者およびA級候補審判員の中から活動実績が顕著な者を、委員会が審査のうえ本協会に推薦し理事会の承認を得て認定する。

3 A級候補審判員は、A級審査会において優秀な成績を修めた者を委員会が審査のうえ、本協会に推薦し理事会の承認を得て認定する。

4 B級審判員は、加盟団体が主催する審判員資格取得講習会において優秀な成績を修めた者を、加盟団体の推薦に基づき本協会が認定する。

5 C級審判員は、加盟団体が主催する審判員資格取得講習会において優秀な成績を修めた者を、加盟団体の推薦に基づき本協会が認定する。

6 レフェリーインストラクターは、委員会から指名され本協会が主催するレフェリーインストラクター認定講習会において適格と認められた者を、委員会が本協会に推薦し、理事会の承認を得て認定する。

（登録）

第4条 前条で認定された審判員等は、本協会の公認審判員またはレフェリーインストラクターとして登録され、委員会が管理する。

2 公認審判員およびレフェリーインストラクターは、本協会のMRS登録を毎年行わなければならない、登録しなければ活動することができない。

（活動）

第5条 公認審判員は、本協会が主催・主管または後援する各種競技会（国民スポーツ大会バレーボール競技を含む。）および加盟団体等の主催する各種競技会の審判の任に当たる。

2 公認審判員は、資格取得時の都道府県にかかわらず、すべての都道府県において活動することができる。

3 レフェリーインストラクターは、本協会または加盟団体等が主催する審判講習会、審判研修会の講師となる。

（任期および資格の更新）

第6条 公認審判員の任期および資格の更新は、次のとおりとする。

- (1) 名誉審判員の任期は終身とする。
- (2) A級審判員の任期は4年とし、委員会が4年ごとに活動実績を審査の上、本協会が理事会の承認を得て資格を更新する。ただし、年齢は57歳までとする。
- (3) A級候補審判員の任期は2年とし、委員会が活動実績を審査の上、本協会理事会の承認を得て、A級審判員への昇任またはA級候補審判員の資格を更新する。ただし、年齢は55歳までとする。
- (4) B級審判員およびC級審判員の任期は4年とし、加盟団体等が4年ごとに活動実績を審査の上本協会に推薦し、本協会が資格を更新する。
- (5) レフェリーインストラクターの任期は、年齢が満70歳となった年度の最終日までとする。

(義務)

第7条 公認審判員は、適正な判断と円滑な試合運営に努め、常に競技規則を研究するとともに体験を重ね、競技参加者から信頼される人格の持ち主になるように努めなければならない。

- 2 A級審判員およびA級候補審判員は、毎年委員会または各ブロックが主催する講習会、研修会を受講しなければならない。
- 3 B級審判員およびC級審判員は、毎年各都道府県協会等が主催する講習会、研修会を受講しなければならない。
- 4 B級審判員およびC級審判員は、当該年度の活動報告書を、毎年3月31日までに所属する加盟団体等に提出しなければならない。
- 5 A級審判員およびA級候補審判員は、当該年度の活動実績について、11月30日までに加盟団体等を通じて委員会に報告しなければならない。
- 6 レフェリーインストラクターは、所定の講習会、研修会等に参加し自己の審判指導技術の向上に努め、積極的に活動しなければならない。

(辞任)

第8条 公認審判員およびレフェリーインストラクターはいつでも辞任を申し出ることができる。辞任する際は本協会審判規則委員会委員長宛に辞任届を提出する。

(解任)

第9条 公認審判員およびレフェリーインストラクターに次の事由が生じたときは解任する。

- (1) 本協会および加盟団体等から委嘱を受けたにもかかわらず、理由がなく1年を通じて委嘱された数の2分の1以上その任に

あたらなかったとき。

(2) その他不適当と認められる事由が生じたとき。

(規程の改廃)

第10条 本規程の変更は、理事会の決議により改廃することができる。

附則

本規程は、2011年6月21日から施行する。

本規程は、2023年4月1日から施行する。

本規定は、2026年3月11日から施行する。